

稲美町消防団活動検討委員会 報告書

令和6年2月

稲美町消防団活動検討委員会

目 次

はじめに

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化	2
(1) 消防業務の高度化と常備化の確立	2
(2) 産業・就業構造の変化と少子化の進行	2
(3) 地域コミュニティの希薄化	2
(4) 水防活動の増大	2
2. 消防団の現状	2
(1) 沿革	2
(2) 組織、設備	3
(3) 団員数	3
(4) 活動内容	4
(5) 報酬・補助金等	5
3. 今後の消防団のあり方	6
1. 消防団の位置づけと役割	6
(1) 地域防災の要としての消防団の役割	6
(2) 常備消防・自主防災組織等との連携	6
(3) 水防活動などへの取組み	6
(4) 地域コミュニティの活性化	7
2. 消防団員の処遇改善	7
(1) 団員報酬について	7
(2) 出動報酬について	8
3. 消防団組織の見直し	8
(1) 分団再編について	8
(2) 団員数について	8
4. 団及び団員への支援策	9
5. 団員の確保方策	10
6. 活動の見直し	10
(1) 出初式・年末警戒	11
(2) 操法大会・訓練	11
(3) 地域行事への協力	11

おわりに

資料

- 別紙 1 稲美町消防団組織表
 - 別紙 2 稲美町水防団組織図
 - 別紙 3 稲美町消防団分団管轄エリア
 - 別紙 4 稲美町消防団 消防車両・ポンプ配備状況
 - 別紙 5 稲美町消防団事業計画書
 - 別紙 6 報酬・補助金等
 - 別紙 7 兵庫県下の各市町 処遇改善対応状況
 - 別紙 8 出動報酬の創設
 - 別紙 9 消防団員の算定指標
- 稲美町消防団活動検討委員会設置要綱
稲美町消防団活動検討委員会名簿

はじめに

消防団員は、普段は他に本業をもちながらも、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、団結して地域の消防活動にあたっている。

近年、消防団活動は、火災の消火活動はもとより大規模災害への備えや行方不明者捜索など活動領域は多岐にわたり、地域の防災力の中核的役割を担う消防団の役割は増している。その一方で、社会環境の変化などに伴い、全国的に消防団員数は年々減少を続けており、地域防災力の低下に対する危機感が高まっている。

そのような現状を鑑みて、総務省消防庁は令和2年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置して、団員の適切な処遇のあり方や時代に合った団員確保策を検討した。この検討会の報告書に基づき、総務省消防庁から令和3年4月に「消防団員の報酬等の基準の策定等について」通知が発出された。

稲美町においても消防の常備化の進展、人口の減少、少子高齢化、就業構造の変化、町民意識の変容等の社会環境の変化に伴い、新入団員は減少し、現役団員の高齢化と負担の増加が課題となっている。

これらの課題を解決するためには、団員の処遇改善、団組織の見直し、団員確保方策、団活動の見直し等を幅広く検討する必要があるため「稲美町消防団活動検討委員会」を開催して議論を重ね、今後の消防団のあり方の方向性を示す報告書を取りまとめた。

町においては、この報告書を活用され、より一層、消防団活動への理解を深めていただき、さらに地域住民から信頼される消防団づくりに積極的に取り組まれることを期待するものである。

令和6年2月

稲美町消防団活動検討委員会 委員長 桃宇 吉高

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化

(1) 消防業務の高度化と常備化の確立

救急ニーズの増大や防火対象物の高層化などに対応するとともに、より安全で効率的な消防政策を進めるため、昭和57年4月から常備消防を加古川市に委託し、平時における常備消防体制を確立した。

(2) 産業・就業構造の変化と少子化の進行

この半世紀にわたる経済発展の過程で産業構造や就業構造は大きく変化し、サラリーマンが増加した。

消防団においても、町外に勤務するサラリーマン団員が増えており、昼夜を問わず活動が求められ、即時対応力という消防団の特性を十分に発揮できにくい状況にある。

また、急速に進む少子化の影響から、団員確保の対象となる若者の人口が減少している。

(3) 地域コミュニティの希薄化

既成の地域組織に所属せず個人的な活動を好む人が増えるなど、住民の意識が大きく変化し、地域コミュニティが希薄化している。

(4) 水防活動の増大

近年、気候変動の影響により、台風や豪雨災害が多発化していることから、水防活動における消防団の役割はますます重要となっており、団員が出動し土のう積みなどの水防作業にあたる場面が増えている。

2. 消防団の現状

(1) 沿革

昭和51年11月 加古消防団、母里消防団、天満消防団を統廃合し、

稲美町消防団発足。43分団 団員定数 1,389名

昭和57年1月 団員定数を1,234名に減員

昭和57年4月 加古川市へ消防事務委託（常備消防のみ）

昭和58年1月 団員定数を1,064名に減員

昭和 58 年 11 月 加古川市東消防署稲美分署開設

昭和 59 年 1 月 6 分団 43 部制、団員定数を 863 名に減員

令和 5 年 4 月団員定数を 769 名に減員

※ 団員定数・・・必要とする団員数で町が条例で定める

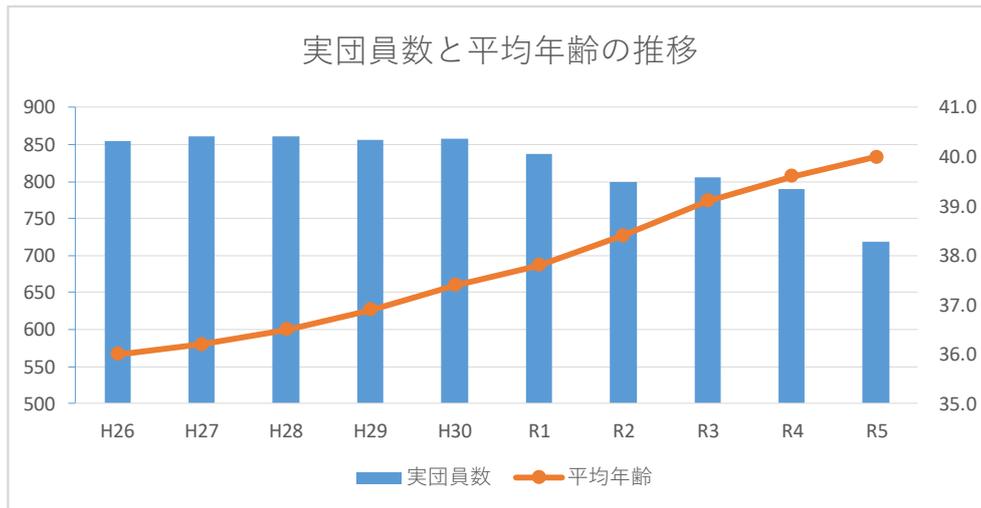
(2) 組織、設備

① 組織図 ……(別紙 1・2・3 参照)

② 主な装備 ……(別紙 4 参照) (R5.4.1 現在)

分団名	指揮指令車	普通積載車	軽四積載車	小型動力ポンプ
本部	1	—	—	—
加古分団	—	4	8	12
母里南分団	—	4	1	5
母里北分団	—	5	—	5
天満北分団	—	7	3	10
天満南分団	—	4	—	4
天満東分団	—	5	2	7
合計	1	29	14	43

(3) 団員数



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
団員定数	863	863	863	863	863	863	863	863	863	769
実団員数	854	861	861	856	858	838	799	805	790	719
平均年齢	36.0	36.2	36.5	36.9	37.4	37.8	38.4	39.1	39.6	40.0

団員の確保については、人口の減少、少子高齢化、就業構造の変化、町民意識の変容等の社会環境の変化により、多くの分団において新入団員の確保に苦勞している。現在の団員の平均年齢は 40.0 歳で、高齢化が進んでいる。

東播磨管内消防団の状況

(R5.4.1 現在)

	稲美町	明石市	加古川市	高砂市	播磨町
定数	769	1,040	1,200	620	330
実数	719	971	1,122	612	252
人口	30,643	305,131	256,931	87,781	34,806
人口/団員	42.6	314.2	229.0	143.4	138.1
女性	0	14	15	6	14

団員 1 人あたりの人口は、令和 5 年 4 月現在 42.62 人で、加古川市 229.0 人、播磨町 138.1 人といったように近隣市町と比べると少ない。本町における、消防団が地域を守るという意識の高さといえるが、一方で多くの分団において新入団員の確保に苦勞をする要因のひとつともなっている。

(4) 活動内容

消防団が行う活動は、消防署と同じように、火災予防、消火、救急・救助活動、地震・風水害などへの対処となっている。加えて、各種訓練活動はもちろん町や地域のイベント協力、献血活動など、本来の消防業務以外にも積極的な活動を展開し、地域に貢献している。

○ 出動件数（令和４年）

火災出動 11回 （※建物火災件数）

機材・水利等点検 （各部）

その他地域活動 （各分団・部） ※コロナ禍により大幅減少

○ 訓練・研修等 （本部が実施するもの） ……（別紙５参照）

（５）報酬・補助金等

団員の処遇改善を図るため、国において令和３年４月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」が策定され、出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準、報酬等の団員個人への直接支給の徹底等について示された。

①年額報酬 …… あらかじめ条例で定められた報酬を階級に応じて年額で支給

②退職報償金 …… 一定の期間を超えて消防団員として勤務した後に退職した場合、条例で定めるところにより階級と勤務年数に応じて支給

③出動報酬 …… あらかじめ条例で定められた報酬を出動内容、回数に応じて支給 ※現在のところ未実施

④補助金等 …… 消防団の運営及び育成のために交付

……（別紙６参照）

3. 今後の消防団のあり方

1. 消防団の位置づけと役割

(1) 地域防災の要としての消防団の役割

常備消防を加古川市に委託しているとはいえ、依然として初期消火や後方支援においては地理や水利、家屋の状況など、その地域の実情を熟知した地元消防団が果たす役割は大きく、地域密着性、即時対応力、動員力を兼ね備えた地域防災の要となっている。

大規模災害時の住民の避難誘導、平時における災害予防の住民への働きかけ、国民保護法における新たな役割など、地域における消防団の役割はさらに拡大している。

消防・防災の観点、より幅の広い総合的な危機管理のあり方といった観点から、消防団の役割は極めて重要であることから、後に述べる「消防団組織の見直し」を検討する中でも、引き続き消防団の充実強化を図っていくことが、地域防災力の維持に不可欠である。

(2) 常備消防・自主防災組織等との連携

平時の消火活動においては、消防団と常備消防が密接な連携により活動しているが、それぞれの特性を生かして、引き続き連携強化を図っていかなければならない。

また、大規模災害が発生した場合は、常備消防や消防団だけでは到底十分な消防力を満たすことができないことから、地域の自主防災組織と効果的に連携して被害の拡大を防ぎ、災害に強い地域づくりに取り組む必要がある。

そのため、従来より防火・防災の教育訓練を受けた消防団員が自主防災組織の指導者となったり、普段から連携を密にする行事を計画したりするなど、消防団員と自主防災組織員同士の交流を深める取組みを行っているが、「消防団組織の見直し」を検討していることから、今後よりその取組みの充実が求められる。

(3) 水防活動などへの取組み

常備消防は加古川市に委託しているが、水防業務は委託しておらず、水防業務への常備消防の応援は期待できない。また、台風や地震等による災害が発生する場合は、広域的な規模にわたって被害が発生することが多く、

即時に救急隊や自衛隊などの応援を得にくい事態が想定される。

全国各地で発生した地震や風水害などの大規模災害の例においては、消防団が地域防災体制の中核となって活動し、災害発生直後の住民の救助活動や被災地域からの避難誘導活動などを行っている。大規模災害時に住民の安全を確保するためには、地域に密着し、即時対応の動員力を有している消防団の活動が不可欠である。

特に、大規模災害への対応の重要性が強く認識されているなかで、本町においては、ため池が多いという特性から、ため池危険箇所の警戒及び防御など水防活動への取組み強化が、引き続き求められる。

(4) 地域コミュニティの活性化

地域のコミュニティが希薄になるなかで、消防団は地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。本町には青年団はなく、若者が消防団に加入して親睦を深めている現状から、消防団は青年団的な機能も併せ持っているといえる。

過去の災害において、地域コミュニティが活発な地域ほど、住民の救助活動が成果をあげたことが立証されており、今後も消防団組織を有効活用した地域コミュニティの活性化に向けて、継続した取組みが求められる。

2. 消防団員の処遇改善

稲美町における消防団員は、人口減少、少子高齢化、就業構造の変化に伴い、年々団員確保は困難となり、減少・高齢化が進んでいる状況にある。このような現状を鑑みて、団員としての自覚や士気向上、消防団活動に対する地域や家族などの理解が必要となり、その1つの方策として報酬等の処遇改善が必要である。

(1) 団員報酬について

稲美町の団員報酬については、団員・班長階級が年額16,500円で、県内で比較しても低い水準である。団員のモチベーションを高め、誇りと責任を持って活動できる契機となるよう、国の「非常勤消防団員の報酬等の基準」が示す、団員階級36,500円への引き上げが必要である。額の引き上げに際しては、財政負担を考慮し、次に提言する消防団組織の見直しを図りながら段階的な引き上げを検討していただきたい。

(2) 出動報酬について

稲美町の出動報酬については、未だ実施できていない状況であり、団員のモチベーションを高め、誇りと責任を持って活動いただくためには、見合った対価を支払うことが必要である。そのため、火災・大雨・台風等の災害と町や分団で行う訓練等、その出動内容や時間に応じて支払われる仕組みを創設する。あわせて、令和6年度中に、消防団本部で協議を重ね、火災等発生時の出動体制についても出動報酬の創設に見合った見直しを実施する。したがって、出動報酬の創設は、出動体制についての協議が整った令和7年度からの実施を検討していただきたい。

(別紙7・8参照)

3. 消防団組織の見直し

稲美町における消防団組織は、長い年月の間、町内5校区を基本とした6分団、自治会を基本単位とした43部で編成されてきた。しかしながら、消防常備化の進展、人口減少、少子高齢化、就業構造の変化等に伴い、ほとんどの部において団員確保が困難となってきた現状から、地域防災力を低下させないことを念頭に置いたうえで、適正な統合と再編を検討しなければならない。

本報告書においては、具体的な案は示せないが、関係する分団・部や自治会が話し合いを行い、調整に時間を要する地域も存在することを考慮しながら、効率的でより成果があがる手法の検討が望まれる。

(1) 分団再編について

自治会を基本単位とした43部の中では、団員確保が困難となってきた部がほとんどであり、少人数での自動車・ポンプの維持管理が難しくなってきた。今後も、現状の消防団活動を維持していくためには、広域化による団員確保と余裕のある団運営を目指す必要があることから、従来からの「自治会中心の部編成」を見直し、部の統合や分団制等の分団再編を検討する必要がある。

あわせて、分団の再編を行った際には、現在、各部に配備する自動車・ポンプの配備に関しても、適正な配備を検討する必要がある。

(2) 団員数について

団員数は、市町が条例で定めることが消防組織法で定められており、近

年、団員の確保困難、市町財政の窮乏などの理由により、条例定数の削減が行われている。当町でも令和5年4月に863人から769人へ団員定数の見直しを行い、各部の定員を1割減としたが、依然、団員確保に苦慮する状況である。今後、更なる定員の減を必要とするが、消防機材の維持管理や地域の水利点検など、現状の団活動を少人数で維持することは難しくなってくるのが懸念される。

また、可住地面積などで積算される過去の国の算定指標に基づくと、稲美町の適正な団員数については約620名で、条例定数より約150名少ない。分団の再編を行い、管理する動力ポンプの数が減れば、適正な団員数はさらに減となる。

近隣市町の団員定数との比較では、稲美町の団員1人あたりの人口は、令和5年4月現在42.6人で、加古川市229.0人、播磨町138.1人と比べても大幅に少ない。

さらに、今後、国基準への団員報酬の引き上げや出動報酬の創設など、必要となる団員の処遇改善を実施するためには、人件費等の財政負担は避けることはできない。

こうした状況を踏まえて、団員定数の削減にあたっては、まずは先に述べた分団再編を検討し、広域化による団員確保と積載車・動力ポンプを再配備することが必要である。その上で、地域防災力の維持と財政負担を考慮し、団員定数を550人程度とすることを提言する。

(別紙9参照)

4. 団及び団員の支援策

現在、消防団に対して、分団運営補助金、消防団施設の整備補助、消防ポンプ自動車管理委託料支出などを行っているが、その内容については長年見直しを行っておらず、現状に即さない内容も存在する。これらの補助金は、活動拠点及び資金の確保となることから重要であるため、現状に即した適正な内容に見直すとともに、継続して支援・補助を行っていく必要がある。

団員報酬については、令和6年度から退職報償金と同様に団員個人への直接払いへ変更となる。以前は、部の運営資金と個人が受け取るべき額とが明確でなかったものであり、団員個人のモチベーションは高くなることは想像できるが、部の運営資金の確保については課題が残る。また、消防団活動を行う際には、団員同士の意思の疎通が重要であり、日ごろからコミュニケーションを図っておく必要がある。そのための親睦交流の機会づくりを積極的

に設ける必要があることから、これらについても前述の補助金の見直しの中で検討が必要である。

5. 団員の確保方策

これまで述べてきたように、地域防災力の要である消防団を維持していくためには、消防団員の確保は最重要課題である。消防団は厳しい訓練を行い消火活動に取り組む専門的な組織といった従来のイメージがあるが、地域を災害から守るための住民主体の地域に開かれた組織であり、魅力があり、多様な人材を必要としている組織であることが理解されなければならない。

本町は地縁を大切にした地域コミュニティが残っており、自治会を中心に地域づくりやまちづくりが進められている。自治会の地縁や人脈をフル活用した団員確保がこれまで行われてきたが、これからも安定的に団員を確保していくためには、「消防団組織の見直し」とあわせてその確保方策も見直していく必要がある。

そのためには、行政も消防団を十分に理解してもらうために、町広報やホームページで消防団活動を積極的にPRするとともに、出初式や操法大会などを実施する際にマスコミ各社へ積極的に情報提供を行うなど、消防団の存在の重要性、活動の実態などが一般の住民にもっとよく知られるよう、多様な広報活動を展開する必要がある。

視点を変えた今後の取り組むべき課題として、消防団未設置の自治会からの団員確保があげられる。消防団がない新興住宅地などで消防団活動の地域への浸透度が不足している実態がある。「消防団組織の見直し」により「自治会中心の部編成」を見直すことにより、かつては行えなかった消防団のない自治会からの団員の受け入れ態勢を整備することは、新たな団員確保の有効な方策と考えられる。

また、消防団員に女性団員を加入させる自治体も増えてきている。近隣市町においても女性消防団員が火災予防の広報・啓発や消防団行事の司会進行を担当するなど、様々な場面で活躍している。本町においても取り組むべき課題として、その募集方法等を検討する必要がある。

6. 活動の見直し

地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動については、多くの住民に認識され正當に評価いただくことが必要である。現状の消防団行事や訓

練は、一部で団員並びにその家族に大きな負担感を伴っており、そのことが団員確保を困難としている要因ともなっている。消防団員の参加意欲の減退や過度の負担につながらないように、その内容について見直しを検討する必要がある。

(1) 出初式・年末警戒

団員の基本動作の習得や士気向上のために欠かせない重要な行事であるが、長期間、長時間にならないよう時間短縮等できる方法の検討が必要である。

(2) 操法大会・訓練

操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要なものであるが、過度に操法大会を意識した訓練やスケジュールが大きな負担となっている。消防技術の習得といった操法の意義を改めて周知・徹底し、大会の開催方法等についても、国や県の動向を注視しながら適正化を図る必要がある。

また、近年の災害の多様化を踏まえ、風水害や地震等、火災以外の災害に対応する訓練を優先的に行うことも、地域防災力を高める観点からも必要である。

(3) 地域行事への協力

各分団・部の各地域行事への協力は、過去から伝統的、慣例的なものとして行われてきた側面がある。今後、「消防団組織の見直し」により、それぞれ地域の実情や問題点が生じた場合には、適正な見直しを検討する必要がある。

おわりに

近年の地震、台風、集中豪雨等の様々な災害において、消防団は、地域に密着し多様な役割を果たしてきた。消防団は地域防災体制の中核を担う組織として、その活躍が今後も期待される場所であるが、消防団員数の減少には歯止めがかからない状況にある。国、地方公共団体、消防団自身も、これまで様々な消防団員確保方策や消防団の充実強化策に取り組んできたところであるが、難しい状況にある。

本検討会では、今後の消防団のあり方として、6つの提言を行った。特に「消防団員の処遇改善」については、消防団の役割について視野を広げて、その存続と活性化に対して、積極的な後押しをお願いしたい。また「消防団組織の見直し」については、地域の自治会等との十分な話し合いと合意のもと、提言の示す方向へ、その調整が進むことを願っている。この2つの提言は、その他の提言にもつながる重要な課題であることから、積極的に取り組みを進めていただきたい。

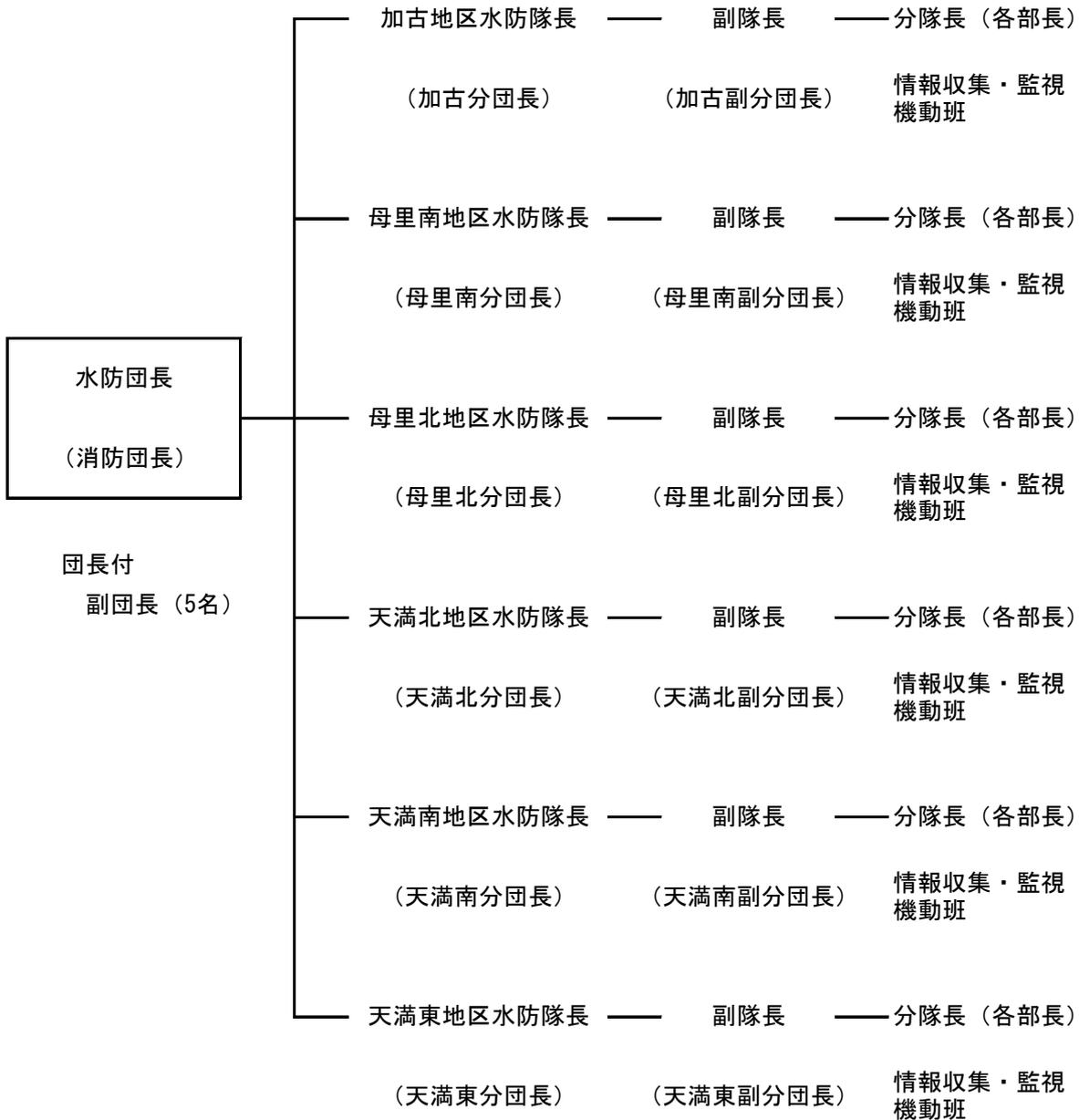
最後に、今回の提言が活用され、この先も消防団を中核とした地域防災力の充実強化につながることを期待する。同時に、変化に対する調整に時間を要する消防団や地域が存在することや、引き続き検討が必要な点もあることから、本報告書が今後の消防団のあり方についての議論につながっていくことを強く望む。

稲美町消防団組織表 (R5. 4. 1現在)

本 部		分 団 / 部															
団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	五軒屋	池の内	北新田	大 沢	上新田	千和池	中新田	三四軒屋	六軒屋	見 谷	七軒屋	八軒屋	計	
				1	5	1	1										
				部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
				班 長	3	2	4	2	4	2	4	4	1	4	2	2	34
				団 員	14	4	11	8	13	6	13	8	3	13	6	10	109
				合 計	18	7	16	11	18	9	18	13	5	18	9	13	155
				定 数	18	9	18	9	18	9	18	13	9	18	9	13	161
					蛸草	印南第一	印南第二	印南第三	学校前								計
				部 長	1	1	1	1	1								5
				班 長	6	5	4	4	2								21
				団 員	20	15	17	17	6								75
				合 計	27	21	22	22	9								101
				定 数	27	22	22	22	9								102
					野谷	草谷	野寺	下草谷	相野								計
				部 長	1	1	1	1	1								5
				班 長	4	4	4	6	3								21
				団 員	13	13	11	14	4								55
				合 計	18	18	16	21	8								81
				定 数	22	22	18	22	13								97
					中村	菊徳	向山	下沢	北山	金守	中一色	西和田	国北	国岡			計
				部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10
				班 長	2	5	6	3	3	2	3	3	4	6			37
				団 員	6	16	21	5	14	8	13	6	16	33			138
				合 計	9	22	28	9	18	11	17	10	21	40			185
				定 数	9	22	27	18	18	13	13	13	18	36			187
					和田	幸竹	森安	六分一									計
				部 長	1	1	1	1									4
				班 長	5	4	3	4									16
				団 員	5	13	9	14									41
				合 計	11	18	13	19									61
				定 数	22	18	13	31									84
					岡西	岡東	出新田	十七丁	百丁場	国安	琴池						計
				部 長	1	1	1	1	1	1	1						7
				班 長	6	4	4	3	2	4	3						26
				団 員	24	13	13	9	4	13	9						85
				合 計	31	18	18	13	7	18	13						118
				定 数	31	18	18	13	9	18	13						120
本部		18名		分団/部 (部長、班長、団員)													701名

条例定数 769名
 令和5年度団員数 719名
 ※令和5年4月1日時点

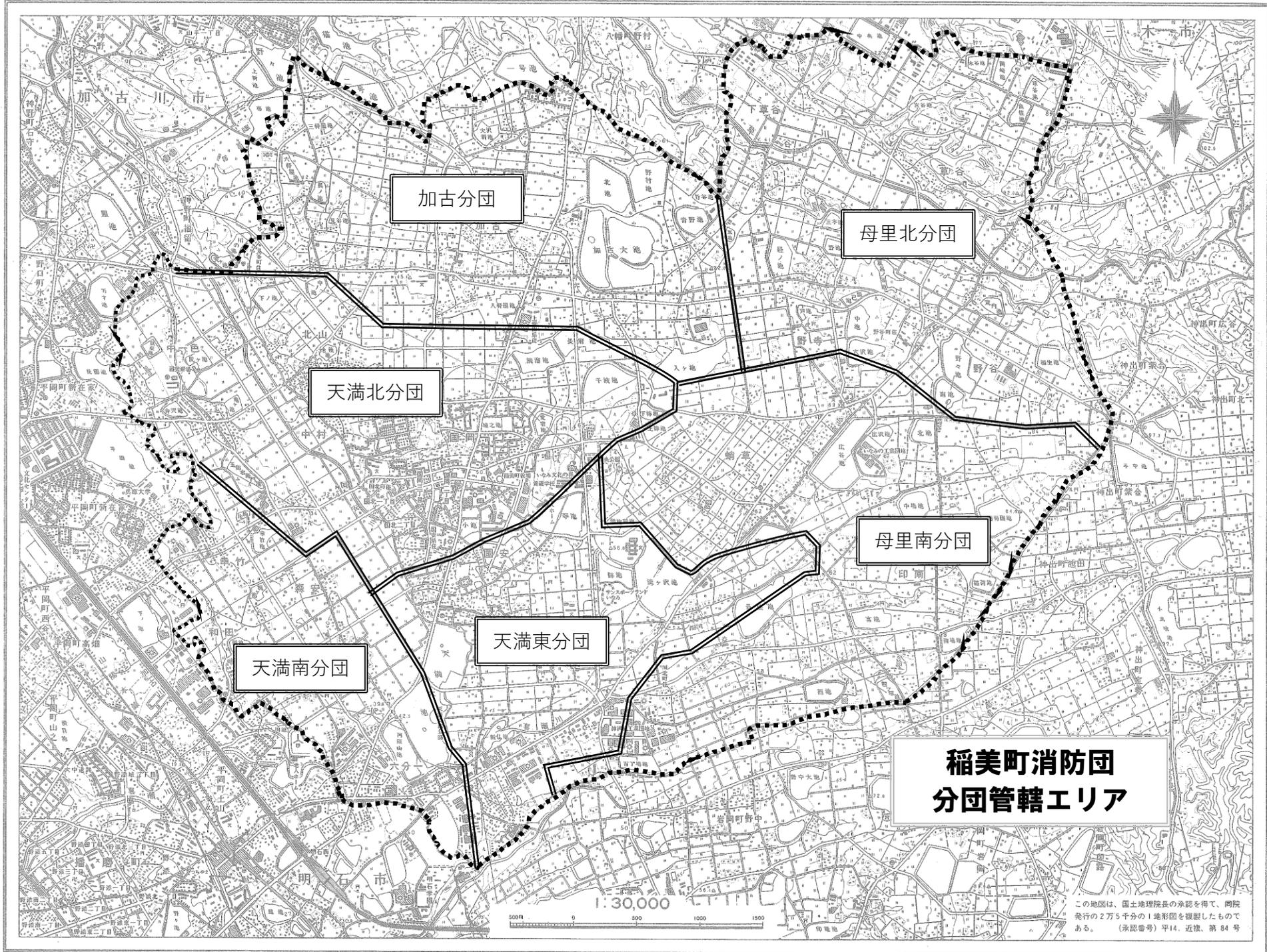
稲美町水防団組織図



☆ 水防体制

水防指令並びに活動

(1) 水防「第1号指令」発令の時期と活動	団本部	副団長以上	6名
(2) 水防「第2号指令」発令の時期と活動	団本部	副分団長以上	18名
(3) 水防「第3号指令」発令の時期と活動	全分団員		769名



稲美町消防団 消防車両・ポンプ配備状況

(R5.4.1現在)

管理 番号	配備先		消防車両			ポ ン プ				
	分団名	部名	区分	購入 年度	経過 年数	メーカー	級別	冷却 区分	購入年 度	経過年数
1	加古	五軒屋	普通積載車	H28	7年3カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H8	27年2カ月
2	加古	池ノ内	軽四積載車	H17	17年10カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H6	29年1カ月
3	加古	北新田	普通積載車	H26	9年1カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H6	29年1カ月
4	加古	大沢	軽四積載車	H30	5年0カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H19	15年11カ月
5	加古	上新田	普通積載車	H29	6年0カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H29	6年2カ月
6	加古	千和池	軽四積載車	R01	3年10カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H30	4年10カ月
7	加古	中新田	軽四積載車	H28	7年3カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H14	21年0カ月
8	加古	三四軒屋	軽四積載車	H29	6年0カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H18	17年2カ月
9	加古	六軒屋	軽四積載車	R03	2年0カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H14	21年0カ月
10	加古	見谷	普通積載車	H27	8年2カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H25	10年2カ月
11	加古	七軒屋	軽四積載車	R04	0年11カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H6	29年1カ月
12	加古	八軒屋	軽四積載車	H30	5年0カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H19	15年11カ月
13	母里	南蛸草	普通積載車	H19	15年10カ月	ト*ハツ	B-2	水冷	H19	15年10カ月
14	母里	南印南第1	普通積載車	H22	13年2カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H30	4年10カ月
15	母里	南印南第2	普通積載車	H23	12年1カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H28	7年3カ月
16	母里	南印南第3	普通積載車	H25	9年11カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	R4	0年9カ月
17	母里	南学校前	軽四積載車	R04	0年11カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	R1	4年2カ月
18	母里	北野谷	普通積載車	H28	7年2カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H8	27年2カ月
19	母里	北草谷	普通積載車	H29	5年10カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H29	6年2カ月
20	母里	北野寺	普通積載車	H25	9年10カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	R1	4年2カ月
21	母里	北下草谷	普通積載車	H19	15年10カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H8	27年2カ月
22	母里	北相野	普通積載車	H22	13年2カ月	ト*ハツ	B-2	水冷	H26	9年3カ月
23	天満	北中村	軽四積載車	H29	5年10カ月	富士ト*ン	B-2	水冷	H17	18年5カ月
24	天満	北菊徳	普通積載車	H24	11年0カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	R4	0年9カ月
25	天満	北向山	普通積載車	R04	0年10カ月	シハ*ウ	B-2	水冷	H14	21年3カ月
26	天満	北下沢	普通積載車	H19	15年11カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H28	7年6カ月
27	天満	北北山	軽四積載車	R02	3年1カ月	シハ*ウ	B-2	空冷	H23	11年9カ月

管理 番号	配備先		消防車両			ポンプ				
	分団名	部名	区分	購入 年度	経過 年数	メーカー	級別	冷却 区分	購入年 度	経過年数
28	天 満 北	金 守	軽四積載車	R02	3年1カ月	シャワ	B-2	空冷	H28	7年6カ月
29	天 満 北	中 一 色	普通積載車	H29	5年9カ月	シャワ	B-2	空冷	H29	6年0カ月
30	天 満 北	西 和 田	普通積載車	H30	5年0カ月	シャワ	B-2	空冷	R2	2年10カ月
31	天 満 北	国 北	普通積載車	H29	5年9カ月	シャワ	B-2	空冷	R3	2年0カ月
32	天 満 北	国 岡	普通積載車	H22	12年7カ月	富士ヒッソ	B-2	水冷	H22	12年7カ月
33	天 満 南	和 田	普通積載車	R01	3年10カ月	シャワ	B-2	空冷	H29	6年0カ月
34	天 満 南	幸 竹	普通積載車	H25	9年10カ月	シャワ	B-2	空冷	H7	28年0カ月
35	天 満 南	森 安	普通積載車	H26	9年2カ月	シャワ	B-2	空冷	H6	29年1カ月
36	天 満 南	六 分 一	普通積載車	H29	6年3カ月	シャワ	B-2	水冷	H9	26年3カ月
37	天 満 東	岡 西	普通積載車	H25	9年11カ月	シャワ	B-2	空冷	H27	8年5カ月
38	天 満 東	岡 東	軽四積載車	R03	2年0カ月	シャワ	B-2	空冷	R3	2年0カ月
39	天 満 東	出 新 田	普通積載車	H26	9年2カ月	富士ヒッソ	B-2	水冷	H24	11年5カ月
40	天 満 東	十 七 丁	普通積載車	H23	12年1カ月	シャワ	B-2	空冷	H27	8年5カ月
41	天 満 東	百 丁 場	軽四積載車	R01	3年10カ月	シャワ	B-2	空冷	R2	2年10カ月
42	天 満 東	国 安	普通積載車	H27	8年2カ月	シャワ	B-2	空冷	H7	28年1カ月
43	天 満 東	琴 池	普通積載車	H28	7年3カ月	シャワ	B-2	空冷	H8	27年2カ月
44	指 令 車	本 部	普通車	R04	0年10カ月					

○ 自動車の更新は、普通積載車20年、軽四積載車18年で実施

○ 配備基準（普通 or 軽四）は、団員数や地域の道路幅等を考慮して配備されてきた状況を継承。

※ 現在は、定員数20名を基準として更新時に精査を行う。

○ 小型動力ポンプの更新は約20年で実施

令和5年度 稲美町消防団事業計画書

事業名	期日	場所	出動人員	備考
分団幹部及び新入団員研修会	4月2日(日)	サンスポーツランド (雨天：いき創ホール)	全団員	新入団員はホース1本持参
町操法大会	4月16日(日)	天満東小学校 (雨天：JAグリーン駐車場)	全団員	
消防本部との意見交換会及び幹部会	5月14日(日)		本部	
加古郡消防協会総会	5月26日(金)		正副団長	
東播磨地区正副団長会	7月7日(金)	明石市	正副団長	
分団毎の訓練	8~9月	分団毎の指定場所	全団員	
防火祈願祭	10月27日(金)	八幡厄神	郡協会長、団長	
加古郡消防協会幹部会	10月27日(金)		副団長以上	
町防災訓練	10月29日(日)	加古大池グラウンド	全団員	
防災フェスタ	11月3日(金)	ニッケパークタウン	本部	母里北分団
ひょうご消防のつどい	11月19日(日)	高砂市	団長	
東播磨地区消防団長会議	12月	明石市	団長	
年末警戒	12月28日(木) ~30日(土)	本部及び各部詰所	全団員	
加古郡消防協会巡視	12月28日(木)	いきがい創造センター 多目的ホール	本部	
加古郡消防協会出初式	1月7日(日)	蓮池小学校	本部、各部	
献血	2月11日(日)	総合福祉会館	団員の3割以上	
東播磨地区消防支部連絡会	2月	播磨町	団長、事務局	
東播磨地区団長会視察研修	2月	播磨町	団長、事務局	
東播磨地区若手消防団意見交換会	2月	高砂市	天満南分団	
一斉放水及び機材点検	3月3日(日)	加古大池グラウンド	全団員	第1部 8:30開始 加古、母里南、北 第2部 10:00開始 天満北、東、南
部長事務研修会	3月24日(日)	いきがい創造センター 多目的ホール	本部、各部長	令和6年度事業計画等

※各事業の詳細は、幹部会で協議しますので、内容等に変更が生じる場合があります。

報酬・補助金等（令和5年度）

消防団へ支給される報酬

団員報酬

（単位：円）

階級	年額	人数	総額
団長	157,300	1	157,300
副団長	117,000	5	585,000
分団長	61,100	6	366,600
副分団長	52,300	6	313,800
部長	37,800	43	1,625,400
班長・団員	16,500	708	11,682,000

支払月： 9月・3月 合計 14,730,100

支払先： 各部口座 ※令和6年度から個人口座

退職報償金

（単位：千円）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

支払月： 10月

支払先： 個人口座

分団・部に交付される補助金等

名 称	内 容
分団運営補助金	分団割 80,000円×6分団 部 割 20,000円×43部 団員割 1,500円×769名
消防ポンプ自動車等管理委託料	普通積載車 40,000円×29台 軽四積載車 30,000円×14台

支払月： 5月頃 交付申請により概算払い（実績精算）

支払先： 分団口座

名 称	内 容
消防施設等補助事業	
消防詰所新築事業	査定事業費の3分の1以内。30万円を限度
消防自動車等の車庫新築事業	査定事業費の3分の1以内。40万円を限度
消防ホース乾燥塔設置事業	査定事業費の3分の1以内。40万円を限度
消火栓器具設置事業	査定事業費の3分の2以内。一式5万円を限度
消火栓器具格納箱設置事業	1箱につき1万円
防火水槽補修事業	査定事業費の2分の1以内。30万円を限度
AED設置事業	査定額の2分の1以内。15万円を限度
その他物品購入及び補修事業	査定事業費の2分の1以内。15万円を限度 (総事業費10万円以上に限る)

支払：交付申請・実績報告・請求により精算払い

支払先：申請者口座（各部口座）

名 称	内 容
消防団員被服費	新入団員の活動服一式を貸与

現物支給： 3月末

兵庫県下の各市町 処遇改善対応状況

No.	自治体名	年額報酬 (団員階級・円)	出動報酬 (災害出動・日額・円)
1	神戸市	42,500	16,000
2	姫路市	36,500	8,000
3	尼崎市	36,500	8,000
4	明石市	36,500	8,000
5	西宮市	36,500	8,000
6	洲本市	14,000	1,600
7	芦屋市	36,500	9,400
8	伊丹市	36,500	8,000
9	相生市	○ 36,500	○ 8,000
10	豊岡市	○ 36,500	○ 8,000
11	加古川市	36,500	○ 8,000
12	赤穂市	○ 36,500	○ 8,000
13	西脇市	○ 36,500	○ 8,000
14	宝塚市	36,500	8,000
15	三木市	○ 36,500	○ 8,000
16	高砂市	○ 36,500	○ 8,000
17	川西市	42,000	○ 8,000
18	小野市	36,500	8,000
19	三田市	26,500	8,000
20	加西市	26,000	○ 8,000
21	丹波篠山市	20,000	○ 8,000
22	養父市	16,000	8,000
23	丹波市	14,000	4,000
24	南あわじ市	12,000	3,200
25	朝来市	○ 36,500	○ 8,000
26	淡路市	12,000	1,600
27	宍粟市	21,000	○ 8,000
28	加東市	36,500	8,000
29	たつの市	○ 36,500	○ 8,000
30	猪名川町	11,500	3,000
31	多可町	20,000	○ 8,000
32	稲美町	16,500	-
33	播磨町	20,000	-
34	市川町	20,000	-
35	福崎町	30,000	○ 8,000
36	神河町	10,000	2,000
37	太子町	○ 36,500	○ 8,000
38	上郡町	○ 36,500	○ 8,000
39	佐用町	21,000	○ 8,000
40	香美町	20,000	4,000
41	新温泉町	24,000	○ 8,000
		22市町	31市町

注 1 令和 5 年 4 月 1 日現在

注 2 国基準を満たすものは着色

注 3 ○は令和 5 年に国基準を満たした市町

出勤報酬の創設

～ 国通知「非常勤消防団員の報酬等の基準」より抜粋 ～

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日あたり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

各市町の内容

自治体名	内容				支給単位	備考
	災害		訓練	その他 (点検・警戒)		
	4時間以上	4時間未満				
明石市	8,000	4,000	3,500	3,500	日	※班単位で行うものを除く (訓練・警戒)
加古川市	8,000	4,000	4,000	1,000	日	
高砂市	8,000	4,000	3,500		日	
加東市	8,000	4,000	3,000	※ 1,000	日	※1時間あたり
小野市		8,000			日	
尼崎市	8,000	4,000	1,000	1,000	回	※災害活動に従事しなかった 場合1,000円/回 ※大規模災害 8,000円/日
姫路市		4,000	1,000	1,000	日	※7時間45分以上は8,000円/日 ※市が計画した訓練・警戒業務 に限る
神戸市		8,000	8,000		回	※1回7時間45分を超えた 場合+8,000円 ※技術報酬 自動車・ポンプ運転 5,400円/年 自動車運転補助 4,200円/年

稲美町で実施する出勤報償（案）

区 分		報酬の額
1 災害対応に従事するために出勤した場合	従事時間が4時間以上のとき	日額 8,000円
	従事時間が4時間未満のとき	日額 4,000円
2 訓練（分団以上で行うものに限る）に従事するために出勤した場合		日額 4,000円
3 点検、訓練、広報その他の活動に従事するために出勤した場合（1及び2に該当する場合を除く）		日額 1,000円

消防団員の算定指標

注) 消防庁の告示、「消防力の整備指針」には、市町村の区域における消防に必要な設備や人員を示してある。現在、この指針には、消防団の業務についてのみ記載されており、人員の総数には触れられていない。

※ 改正前「消防力の整備指針」より抜粋

消防団の業務及び人員の総数

第 38 条の 2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。

- 一 消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防隊の隊員の数
- 二 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を 0.06 平方キロメートルで除して得た数に 1.1 を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性を勘案した数を加えた数
- 三 前項の場合において、同項第 2 号に規定する 0.06 平方キロメートルについては、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。

上記により計算すると・・・

- 一 小型動力ポンプ 43 台 × 4 人 = 172 人
 - 二 $24.5 \text{ km}^2 \div 0.06 \times 1.1 = 449 \text{ 人}$
- 172 人 + 449 人 = 621 人

算定指標（改正前）に基づく適正な団員数 稲美町 約 620 名

○稲美町消防団活動検討委員会設置要綱

平成19年2月20日

要綱第4号

(設置)

第1条 この要綱は、稲美町消防団の活動を検討するにあたり、稲美町消防団活動検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、稲美町消防団が消火、防災及び国民保護等の事務に従事することに関し、調査検討し、町長に助言を行う。

(委員)

第3条 検討会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 消防団長及び副団長
- (2) 自治会等の住民組織の代表者
- (3) 防災関係の代表者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、当該所掌事務の調査検討の終了をもって満了する。

3 委員に欠員が生じたときは、そのつど補充する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済環境部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

稲美町消防団活動検討委員会名簿

役職名	氏 名	備 考
委員長	桃宇 吉高	稲美町自治会長会会長
	田河 博	稲美町自治会長会副会長
	末松 昇造	稲美町自治会長会副会長 稲美町自主防災組織代表
副委員長	田中 まさ彥	稲美町民生委員児童委員協議会会長
	中本 有馬	稲美町消防団長
	田口 稔洋	稲美町消防団副団長
	本岡 利行	稲美町消防団副団長
	古谷 悟	稲美町消防団副団長
	大西 理司	稲美町消防団副団長
	小中 一弘	稲美町消防団副団長
	辰巳 齊	加古川市東消防署副署長